

三次市教育委員会告示第 号

三次市教科用図書採択地区の採択事務に関する規約の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年5月 日

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市教科用図書採択地区の採択事務に関する規約の一部を改正する告示

三次市教科用図書採択地区の採択事務に関する規約（平成16年三次市教育委員会告示第40号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項の表〔小学校用〕に次のように加える。

| | |
|----------|----|
| 特別の教科 道徳 | 5人 |
|----------|----|

附 則

この告示は、平成29年5月 日から施行する。